

みんな元気！ 8/15

～東京都における新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業～ 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金について

※支援対象者

(ア) 慰労金の給付対象となる職員は、(I)及び(II)に該当する者です。

(I) 介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。

但し、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、東京都における緊急事態宣言発令中に区市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所についても対象となります。

(II) 次のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で対象期間内に通算して10日以上(※)勤務した者。

※ 東京都においては令和2年1月24日から同年6月30日までの間の勤務日とし、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員(派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれます。)

(イ) 慰労金の給付は、介護サービス事業所・施設等や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限ります。

※支援額

① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員。

<訪問系サービス> 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員1人20万円を給付。

<その他の介護サービス事業所・施設等> 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該介護サービス事業所・施設で勤務した職員1人20万円を給付。

※ 患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日。

<それ以外の職員> 1人5万円を給付。

※支援方法

支援対象者への慰労金の支給に当たっては、介護サービス事業所・施設等の法人が支給対象者から慰労金の代理申請及び受領の委任を受け、東京都への申請を行い、支援対象者へ支給します。派遣・委託職員が対象の場合も、派遣・委託会社を通じた申請ではなく、介護業務を行う事業所を運営する法人からの申請が必要になります。

また、複数事業所で勤務する職員が対象の場合、勤務歴のあるいずれかの法人から申請が可能ですが申請が重複しないよう一番労働時間の多い勤務先で申請することをお勧めします。

更に、既に退職している職員であっても、対象期間内に業務に従事している場合は対象となります。この場合、申請は原則、退職した勤務先の法人となります。

★以上のことから該当スタッフは「代理受領委任状」を各管理者へ期限内に提出下さい。受け取りは10月中になると思われます。介護従事者は定額給付金に続く慰労金の支援をいただけることに感謝し、感染予防に努めつつ引き続き頑張ってください。